

経済産業省

20250305 財商第 2 号

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）交付要綱

令和 7 年 3 月 10 日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 赤澤 亮正

（通則）

第 1 条 クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）（以下「振興会法」という。）第 14 条第 1 項第 1 号及び第 6 号（第 1 号に係るものに限る。）に基づき、クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）実施要領（以下「実施要領」という。）第 4 に定めるアニメ、ゲーム等のクリエイター・事業者の海外展開に向けた制作の促進のために行う事業（以下「助成事業」という。）を実施するための文化芸術活動基盤強化基金（以下「基金」という。）を振興会に造成し、当該基金を活用して実施要領に定める事業（以下「基金事業」という。）を実施することを目的とする。

（交付の対象）

第 3 条 この補助金は、振興会が基金の造成を行う事業（以下「交付対象事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

（交付額の算定方法）

第 4 条 この補助金の交付額は、次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された交付額

に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	振興会の基金の造成に要する経費

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 振興会は、基金事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。
 - イ 基金の名称
 - ロ 基金の額
 - ハ 上記ロのうち国費相当額
 - ニ 基金事業の概要
 - ホ 基金事業を終了する時期
 - ヘ 定期的な見直しの時期
 - ト 基金事業の目標
 - チ 助成事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制
- 二 交付対象事業内容の変更をする場合には、経済産業大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。
 - 三 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
 - 四 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 五 基金により行う業務（以下「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。
 - 六 交付対象事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。
 - イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
 - ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。
なお、基金の運用については、振興会法第16条第2項を準用する。
 - ハ 基金の廃止後においても、振興会が基金により助成事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
 - ニ 業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。

ホ 振興会は、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する、別紙による報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。

- (1) 基金の額（年度末残高及び国費相当額）
- (2) 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）
- (3) 基金事業の実施決定件数・実施決定額
- (4) 保有割合
- (5) 保有割合の算定根拠
- (6) 基金事業の目標に対する達成度

ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。

ト 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余額を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

七 振興会は、業務を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう経費の効率的な使用に努めなければならない。

八 振興会は、基金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。取得財産等を処分することにより、相当の利益があつた場合には、基金に充てるものとする。

（交付申請手続）

第6条 振興会は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書及び別紙様式2による銀行口座情報を大臣に提出しなければならない。

（変更申請手続）

第7条 振興会は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式3による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の通知）

第8条 大臣は、第6条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式4による交付決定通知書を振興会に送付するものとする。

2 大臣は、前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、変更交付決定を行い、別紙様式5による変更交付決定通知書を振興会に送付するものとする。

3 前2条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき

標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第9条 振興会は、前条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した資料を提出しなければならない。

(交付対象事業の中止又は廃止)

第10条 振興会は、交付対象事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに別紙様式6による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を得なければならぬ。

(補助金の請求)

第11条 振興会は、第8条第1項により交付決定通知を受け、補助金の支払を受けようとするときは、別紙様式7による支払請求書を官署支出官経済産業省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(調査及び報告等)

第12条 大臣は、基金事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、振興会に対して報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第13条 振興会は、交付対象事業の完了若しくは中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該事業が完了した日若しくは承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日又は交付対象事業が完了した日の年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式8による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の内容が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、振興会に通知する。

2 大臣は、振興会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 15 条 大臣は、交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 8 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 振興会が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の处分又は指示に違反した場合
 - 二 振興会が、補助金を第 2 条の目的以外の用途に使用した場合
 - 三 振興会が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(基金の経理)

第 16 条 振興会は、基金の経理について、実施要領第 2 8 (1) (2) の通り実施しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第 17 条 振興会は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他経済産業省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 18 条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、振興会が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は振興会に到達確認を行うものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、
その都度、大臣が定めるものとする。

附 則

この要綱は令和 7 年 3 月 10 日から施行する。

(別紙様式1) [※第6条関係]

第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 〇〇 〇〇

令和〇年度クリエイター事業者支援事業費補助金(文化芸術活動基盤強化
基金造成費)の交付申請について

標記補助金の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条及びクリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）交付要綱（令和7年3月10日経済産業大臣決定）第6条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請する。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 基金造成経費所要額調書（別添1）

3. 基金造成事業計画書（別添2）

4. 添付書類

(1) 年度計画

(2) その他参考となる書類

(別添 1)

基金造成経費所要額調書

(単位 : 円)

区分 (対象業務)	対象経費の 支出予定額 (A)	基準額 (B)	交付所要額 (AとBを比較し て少ない方の額)
クリエイター事業 者支援事業費補助 金（文化芸術活動 基盤強化基金造成 費）事業			

(別添 2)

基金造成事業計画書

(単位 : 円)

基金の保有区分 (対象業務)	保管予定額	備 考
クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）事業		
合計額		

(注) 備考欄は、基金の造成予定年月日等を記載すること。

(別紙様式2) [※第6条関係] 銀行口座情報

住所
〒 _____

名称 _____
代表者役職名、氏名 _____

※1 上記は国庫金振込通知書の発送先となります

振込先口座 (注意: 国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)

カナ口座名義

※通帳に表記されているカナ口座名義を記入

ゆうちょ銀行以外の金融機関

金融機関名		支店名	
金融機関コード ※"0"を省略せずに 必ず4桁で記入		店舗コード ※"0"を省略せずに 必ず3桁で記入	
預金種別 ※普通預金、当座預金、別段 預金のいずれかを記入		口座番号 ※必ず7桁で記入。 7桁未満の場合は、頭に "0"を付けて7桁にすること。	

ゆうちょ銀行 (通帳に表記されている記号5桁及び番号8桁を記入)

例) 記号 1 2 3 4 0 - 1 → 2 3 4 の部分を記入 (1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、- 1は記入不要)

番号 1 2 3 4 5 6 7 1 → 1 2 3 4 5 6 7 まで記入 (8桁目の1は固定なので記入不要)

ゆうちょ銀行	記号	1		0	1
	番号				

担当者役職名、氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

※2 契約書の一部となり、容易に変更ができないので、記入漏れ・記入誤りがないかご確認のうえ、ご提出ください。

(別紙様式3) [※第7条関係]

第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 〇〇 〇〇

令和〇年度クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）の変更交付申請について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定を受けた令和6年度クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）に係る交付申請額を変更するため、クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）交付要綱（令和7年月日経済産業大臣決定）第7条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請する。

記

- | | | |
|--------------------|---|----|
| 1. 変更交付申請額 | (| 円) |
| | 金 | 円 |
| 2. 内容及び理由 | | |
| (1) 変更内容 | | |
| (2) 変更理由 | | |
| 3. 基金造成経費所要額調書（別紙） | | |

(注) 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記入すること。

(別 紙)

基金造成経費所要額調書

(単位 : 円)

区分 (対象業務)	交付決定額	対象経費の 変更支出予定額 (A)	基準額 (B)	変更交付所要額 (AとBを比較し て少ない方の額)
クリエイター 事業者支援事 業費補助金 (文化芸術活 動基盤強化基 金造成費) 事 業				

(別紙様式4) [※第8条関係]

第 号
○○年○○月○○日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 ○○ ○○ 殿

経済産業大臣

令和○年度クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）交付決定通知書

○○年○○月○○日付け○○第○○号で申請のあった令和6年度クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条及び令和6年度クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）交付要綱（令和7年3月10日経済産業大臣決定。以下「交付要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

1. 補助金の交付の対象となる経費は、交付要綱第3条に定める経費であり、その内容は、○○年○○月○○日付け○○第○○号交付申請書記載のとおりである。

2. 補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 _____ 円

3. この補助金は交付要綱第5条に掲げる下記の事項を条件として交付するものである。

4. 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、基金事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。

- ① 基金の名称
- ② 基金の額
- ③ 上記②のうち国費相当額
- ④ 基金事業の概要
- ⑤ 基金事業を終了する時期

- ⑥ 定期的な見直しの時期
 - ⑦ 基金事業の目標
 - ⑧ 助成事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制
- (2) 交付対象事業の内容の変更をする場合には、経済産業大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業を中止又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 基金により行う業務（以下「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。
- (6) 交付対象事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。
- ① 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
 - ② 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。
 - ③ 基金の廃止後においても、振興会が基金により助成事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
 - ④ 業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。
 - ⑤ 振興会は、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する別紙による報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。
 - ア 基金の額（年度末残高及び国費相当額）
 - イ 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）
 - ウ 基金事業の実施決定件数・実施決定額
 - エ 保有割合
 - オ 保有割合の算定根拠
 - カ 基金事業の目標に対する達成度
- (7) 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。
- (8) 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余額を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
5. 事業に係る実績報告については、交付要綱第1条に定めるところにより行われなければならない。
 6. 補助金の額の確定は、交付要綱第14条に定めるところによる。
 7. このほか、振興会は、適正化法、同法施行令及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。

(別紙様式5) [※第8条関係]

第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣

令和〇年度クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）変更交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で申請のあった令和6年度クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）については、クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり変更交付することに決定したので、通知する。

記

1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりである。

2 補助金の額は次のとおりである。

	補助金の額
変更前	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
変更額	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
変更後	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(別紙様式6) [※第10条関係]

第 号
○○年○○月○○日

経済産業大臣 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 ○○ ○○

令和〇年度クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）中止（廃止）承認申請書

令和6年度クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）について、交付対象事業を中止（廃止）したいので、クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1. 交付対象事業中止（廃止）の年月日及びその理由
2. 交付対象事業中止（廃止）の後に講ずる措置
3. その他

(別紙様式7) [※第11条関係]

第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

官署支出官 経済産業省大臣官房会計課長

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 ○○ ○○

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）支払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により交付決定されたクリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）について、クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求する。

記

請求額 : 円

(別紙様式8) [※第13条関係]

第 号
○○年○○月○○日

経済産業大臣 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 ○○ ○○

令和〇年度クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）の事業実績報告書について

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）交付要綱（令和7年3月10日経済産業大臣決定）第13条の規定により、クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）の交付の対象となる事業の経費を下記のとおり報告します。

記

1. 基金の造成が完了した日 年 月 日
2. 交付精算額 金 円
3. 基金造成経費精算書（別添1）
4. 基金造成事業実施状況調書（別添2）
5. 添付書類
 - (1) 基金の造成を確認できる書類
 - (2) 基金の管理運営に関する規程
 - (3) その他参考となる書類

(別添 1)

基金造成経費精算書

(単位 : 円)

区分 (対象業務)	交付決定額 (A)	基金造成額 (B)	交付精算額 (A - B)
クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）事業			

(別添 2)

基金造成事業実施状況調書

(単位 : 円)

区分 (対象業務)	造成年月日	保管額	年利率	備考
クリエイター 事業者支援事 業費補助金 (文化芸術活 動基盤強化基 金造成費) 事 業				
合計額				

(別紙) [※第5条第6号ホ関係]

第 号
〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 〇〇 〇〇

基金により行う業務の報告書

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）文化交付要綱（令和7年3月10日経済産業大臣決定）第5条第6号ホの規定により、基金により行う業務の進捗及び収支の状況につき、別添のとおり報告します。